

# 学生県内就職支援情報発信強化事業委託業務に係る 企画提案書の募集要領

## 1 目的

就職支援事業については、学生に対する認知度の低さが課題となっている。これまでに実施した情報発信の効果を踏まえ、より学生の目に留まりやすい広告に特化した情報発信を行うことにより、Uターン率の向上を図る。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

学生県内就職支援情報発信強化事業委託業務

### (2) 業務内容

別紙「学生県内就職支援情報発信強化事業委託業務仕様書」(以下仕様書という。)のとおり。

### (3) 委託契約金額の上限

11,165,000 円 (消費税および地方消費税の額を含む。)

### (4) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

### (1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

イ 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

ウ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 参加資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

カ 福井県内に本社または営業所等を有する者であること。

キ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。

ク 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を

もって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式4）により、令和8年2月26日（木）17時までに福井県定住促進課学生就職支援グループあて、電子メールにて提出すること。

〈電子メールアドレス〉 teiju@pref.fukui.lg.jp

質問に対する回答は、令和8年3月2日（月）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

#### 5 参加申込書および企画提案書の提出

① 提出期限	(参加申込書) 令和8年3月6日（金）17時必着 (企画提案書) 令和8年3月11日（水）17時必着
② 提出方法	電子メール（teiju@pref.fukui.lg.jp）で提出または持参、郵送すること。郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にしてください。持参の場合は9時～17時の間に受付めます。（土日、祝日は除く）
③ 提出先	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県 未来創造部 定住促進課 学生就職支援グループ TEL0776-20-0638
④ 提出書類	(参加申込書) ・企画提案参加申込書（様式1） ・企画提案参加資格誓約書（様式2） ・企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（企業案内HP等） ・福井県競争入札参加資格通知書の写し ・県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 ・提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式3）  (企画提案書) ・企画提案書（様式任意） 必要に応じ資料を添付（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラー可）） ・見積書
⑤ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

#### 6 委託先候補者の選定等

##### (1) 選定審査の実施

提出された企画提案書は、「学生県内就職支援情報発信強化事業」選定委員会（以下「委員会」という。）において審査を実施する。

## （２）審査方法

委員会において、審査（面接もしくは書面）を実施する。企画提案書の内容（独創性、実現性、効果、実施体制、経費等）についてあらかじめ定められた審査基準に基づき、審査した上で委託先候補者を選定する。

## （３）評価基準

- ① 媒体選定
- ② 掲載時期
- ③ 発信内容
- ④ 見積金額、経費の妥当性

## （４）委託先候補者の選定

委員会の審査において、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先の候補者として選定する。

## （５）選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

## 7 契約の締結

（１）福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整い次第、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

（２）契約締結の予定日は令和８年４月１日（水）とする。

ただし、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ①委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ②財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

## 8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

## 9 その他

（１）この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

（２）提出された企画提案書は返却しない。

（３）企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

10 問合せ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部定住促進課学生就職支援グループ

電話 0776-20-0638

FAX 0776-20-0632

電子メール [teiju@pref.fukui.lg.jp](mailto:teiju@pref.fukui.lg.jp)

(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)